

第1号様式（その1） （第5条関係）

使 用 許 可 申 請 書

		施設申請番号			
三重県人権センター所長 あて				年 月 日	
申請者	住 所				
	団体名及び 代表者名 又は氏名				
	担当者名		電話番号		
多目的ホールの使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。					
使用年月日 (曜日)	使用目的	区分別使用料 (円)		使 用 料 小計 (円)	
		午 前	午 後		
入 場 料 等				合 計 (円)	
詳細は、別紙事業計画書による。					
備 考					

第1号様式（その2） （第5条関係）

附属設備使用許可申請書

				施設申請番号					
三重県人権センター所長 あて						年 月 日			
申請者	住 所								
	団体名及び 代表者名 又は氏名								
	担当者名				電話番号				
多目的ホールの附属設備の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。									
使用目的						施設申請番号			
使用年月日 (曜日)	附属設備名	単価 (円)	数 量		使用料 小計 (円)				
			午前	午後					
備 考					合 計 (円)				

## 事業計画書

年 月 日

フリガナ		フリガナ	
団体名 (請求先)		代表者名	
住所 (書類送付先)	〒		
担当者名		TEL	FAX

催物の名称			
内 容			
講師・来賓			
利用施設	ホール	準備室	講師控室
利用日	年 月 日 ( )	年 月 日 ( )	年 月 日 ( )
準備開始	時 分	時 分	時 分
練習・準備	時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分
開 場	時 分	時 分	時 分
開 演	時 分	時 分	時 分
終演予定	時 分	時 分	時 分
撤去終了	時 分	時 分	時 分
確認事項	看板掲示・物品販売・機材持込・その他 ( )		

入場予定数	名	車いすを使用 される方の利用	名	親子席の 利 用	名
入 場 料 (参加費等を含む)	有料 ・ 無料				
	席 種	席	席	席	席
	前売券	円	円	円	円
	当日券	円	円	円	円

備 考	<input type="checkbox"/> 使用に当たっては不当な差別その他の人権侵害行為を行いません。
-----	---

(確認のうえ、チェックをお願いします。)

## 【事業計画書記入例】

【パターン①】一日使用で午前中に開場となる場合→午前、午後とも定額料金

利用日	○月×日( )	月 日( )	月 日( )
準備開始	9時00分	時 分	時 分
練習・準備	9時00分～10時00分	時 分～時 分	時 分～時 分
開 場	10時00分	時 分	時 分
開 演	10時30分	時 分	時 分
終演予定	16時30分	時 分	時 分
撤去終了	17時00分	時 分	時 分

【パターン②】一日使用で午前準備、午後から開場となる場合→前半額料金、午後定額料金

利用日	○月×日( )	月 日( )	月 日( )
準備開始	9時00分	時 分	時 分
練習・準備	9時00分～12時00分	時 分～時 分	時 分～時 分
開 場	13時00分	時 分	時 分
開 演	13時30分	時 分	時 分
終演予定	16時30分	時 分	時 分
撤去終了	17時00分	時 分	時 分

【パターン③】人権センター多目的ホールでイベントを行うために別日に準備、練習を行う場合→半額料金

利用日	○月×日( )	△月○日( )	×月△日( )
準備開始	9時00分	9時00分	13時00分
練習・準備	9時00分～17時00分	9時00分～12時00分	13時00分～17時00分
開 場	時 分	時 分	時 分
開 演	時 分	時 分	時 分
終演予定	時 分	時 分	時 分
撤去終了	17時00分	12時00分	17時00分

- 下見は、多目的ホール内の形状、大きさ、設備等の確認、施設管理専門員との打ち合わせ等であり、短時間（1時間以内）とするため、使用料は徴収しません。但し、下見は多目的ホールの他のご使用がない場合に限りま。
- 人権センター多目的ホールをご使用になる方が、イベント当日に練習、準備を行う場合の施設使用料の額は、料金表に定める額の2分の1とします。この場合、イベント開始時刻をもって料金の判断を行います。
- 人権センター多目的ホールでイベントを行うため、イベントとは別日に練習、準備を行う場合の施設使用料の額は、料金表に定める額の2分の1とします。
- 上記以外で、合唱などを単独で練習される場合は、定額料金とします。
- 多目的ホールの使用申し込みを取り消される場合、キャンセル料はかかりません。
- 多目的ホールの使用時間は、午前は9時から正午まで、午後は1時から5時までとします。時間は厳守してください。なお使用時間には「準備」・「後片付け」を含みます。
- 準備等で時間枠以前にご使用を希望される場合は前延長として、また使用時間を延長される場合は後延長として、別途延長料金が必要になります。但し延長は、各々延長時間帯に他のご使用がない場合に限りま。
- 超過時間（1時間未満のときは、1時間とします。）については、使用時間1時間当たりの額を徴収します。この場合において、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。